## 令和3年度(2021年度)

# 河内長野市「協働事業提案制度」

# 募集案内



#### 協働事業提案制度とは?

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働で取り組むことで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための制度です。

#### ★お問合せ先★

河内長野市 自治協働課 市民協働係(河内長野市役所7階)

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111

FAX 0721-53-2380

電子メール jichishinkou@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ https://www.city.kawachinagano.lg.jp/

# 1. 応募から実施までの流れ…

まずは相談	市の担当課による個別相談で、具体 的な検討を進めましょう。	自治協働課、もしくは協 働したい課
提案事業の応募	必要書類をそろえて、自治協働課に 提案を応募します。	令和3年3月8日 (月) ~4月30日 (金) まで
		,
事前協議	提案事業の関係課と、提案内容の確 認及び調整を行います。提案内容の 修正や提案の取り下げも可能です。	5~6月頃を予定
提案団体の決定	市は、法令との整合など事前調査を 行い、公開プレゼンテーションに参 加できる提案団体を決定します。	7月頃を予定
公開プレゼンテーション	市の担当課と一緒に、公開の場で提 案事業のプレゼンテーションを行 い、選定委員会(第三者)からの質 問および審査を受けます。	8月頃を予定
成案化協議事業の選定	選定委員会からの提言を受け、市は 成案化に向けた協議に進める事業 を選定します。	9月下旬を予定
成案化に向けた協議	市の担当課と成案化に向けた協議 を行います。なお、市に費用が発生 する場合、予算化措置を行います。	9月下旬 〜11月頃を予定
事業の実施	市の担当課と協定を締結したうえ で、事業を実施します。	協定締結後、随時~
事業の報告	一定期間経過後、事業の成果等を市 と団体の双方で情報共有するため、 それぞれ評価シートを作成します。 また、事業の成果等について、公開 の場で報告します。	令和5年5月頃を予定

## 2. これまでに成案化した協働事業

①ひとで不足農家の支援活動 (菜園クラブ/農林課)



②花いっぱい街づくりサポート (NPO法人フルル花と福祉の地域応援ネット /資産活用課)



③美加の台第10号緑地他植樹事業 (美加の台自治会連合会ほか/公園河川課)



④ひきこもり・ニート支援に係るファーストステップトライアル事業

(特定非営利活動法人青少年自立支援施設 淡路プラッツ/地域教育推進課)





⑤市民が活躍する岩湧の森の活用事業 (NPO法人森林ボランティアトモロス/農林課)



⑥協働による向野緑道のリニューアル事業 (アメニティ長野自治会/公園河川課)



#### 3. 実際に応募しよう!

#### ●事業の要件

- ○市民公益活動に係る事業のうち、次のいずれの要件にも該当するものです。
  - ★事業を提案した市民公益活動を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの
  - ★市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するよりも、協働で 事業を実施する方が相乗効果を生み、市民に効果が還元できると思われるもの

#### ●応募コース

<市設定テーマ部門>市が提示した概要書に基づき、具体的な事業を提案

#### 木のある暮らしの魅力発信【農林課】

※詳細は、当冊子アページに記載しています。

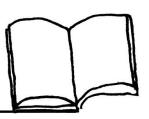
<市民自由提案部門>

市からのテーマではなく、市民が自由な発想によって事業を提案するもの

★☆★「市民公益活動」とは? ★☆★

市民の自発性及び自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のことをいいます。なお、以下の留意点にもご注意ください。

- ○企業などの事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もありますので、ここでいう「市民」には「事業者」も含まれると考えます。
- ○自治会などが行う活動は、地域の課題解決という側面では市民公益活動ですが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動と捉えて除きます。
- 〇宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。



#### ●団体の要件

- ○提案者は、次の①~⑤の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。
- ①市内で活動している、原則として5人以上の構成員で組織している団体
- ②運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体
- ③適切な会計処理が行われている団体(予算を持つ場合)
- ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にある団体でないこと
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にないこと

#### ●応募に必要な書類

- 〇以下の書類の提出が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ①協働事業提案書(様式第1号)
- ②協働事業企画書(様式第2号)

③団体概要書(様式第3号)

→※添付様式をご覧ください

- ④団体の定款、規約、会則その他これらに類するもの
- ⑤団体の役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの)
- ⑥団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書)
- ⑦団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書)
- 8<br />
  その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など)

#### ●応募方法

〇市の担当窓口に直接ご持参いただくか、郵送またはメールによりご応募ください。

募集期間:令和3年3月8日(月)~4月30日(金)

※月曜~金曜(祝日を除く)の9時~17時30分までにお越しください。

提出先:河内長野市 自治協働課 市民協働係(河内長野市役所了階)

#### 4. 実現までに…

#### ●事前協議

- ○応募後は、市の関係課との事前協議に参加いただきます。
- 〇事前協議では、事業の必要性や事業実施上の課題、役割分担等について協議、検討 します。この期間中に、提案内容の修正や取り下げを行うことができます。

#### ●参加·不参加決定

- 〇市は、事前協議をふまえ、提案書類の確認等を行い、以下の場合を除き、「公開プレゼンテーション」への参加または不参加の決定を行い、文書にて通知します。
  - ・応募要件に合致しないことが明らかな場合
  - ・法令や制度上の制約があり実施できない場合
  - 市の他の制度又は仕組みで対応する方が適切な場合 など

#### ●公開プレゼンテーション

- 〇公開の場で、提案団体と市の担当課が申込事業の内容について説明・PRします。
- 〇第三者である選定委員会が、申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて、「成 案化協議」に進むにふさわしい事業の選定を市に対して提言します。
- ○<u>申込団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席してください(令和3年8月頃を</u> 予定)。欠席の場合は、申込みを取り下げたものとみなされます。

#### ●選定に際しての審査項目

審查項目	審査のポイント				
提案事業の妥当性	地域や社会の課題把握、公益性・必需性、目標設定、				
	具体性、費用対効果、役割分担				
協働の必要性	市民公益活動の特性<先駆性や専門性等>、協働に				
	る効果				
実現性	実施能力、相互理解、資源(予算等)、熱意				
発展普及性	継続性、市民力・自治力の向上				

#### ●成案化協議に進む事業の選定

〇市は、選定委員会の提言をふまえて、成案化に向けた協議に進むか否かの決定を行い、文書にて通知します。条件等が付された場合は、提案の取り下げも可能です。

### 5. 成案化そして実施へ

#### ●成案化に向けた協議

- ○提案団体と市の担当課が具体的な協議を行い、協働事業協定書を交わします。
- 〇市では、市の方針として位置付けるとともに、予算が必要な場合は、予算化の措置を行います。その場合は、市議会の議決(3月)を経て、翌年度の実施となります。 なお、予算化の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施できます。

#### ●事業の実施

- ○提案団体と担当課は、協働事業協定書に基づいて事業を実施します。
- 〇実施途中で、事業の成果などについて確認する会議を行い、協働の関係を翌年度 以降も継続するかどうかについて協議します。

#### ●事業の報告

- 〇事業完了後、提案団体と担当課は、事業の成果等に対する自己評価を行い、お互い で事業の成果を共有します。
- 〇事業の実施後、報告会を行います。これは、実施に至る過程や事業の成果を広く伝え、協働事業提案制度への理解を深めるために実施するものです。

#### ●情報公開

- 〇市は、市ホームページ等で次の内容を公開します。
  - 提案団体名と提案の概要
  - 事業実施に向けて検討を進めることが決定した提案の概要
  - 実施する事業の企画書
  - 実施した事業の結果報告
- 市では、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

## 協働事業提案制度に係る市設定テーマ(令和3年度募集)

提案課(係)		農林課(林政係)				
テーマ	名称	木のある暮らしの魅力発信				
想定される	取り組み	木のある暮らしを実現している方のPRや木のある暮らしを実現するためのワークショップ等				
背景•現坎	犬•課題	河内長野市は面積の7割が森林であり、森林資源も豊富であるが、 林業従事者の減少や木材利用の低下から森林の手入れがされず、人工 林の荒廃が進んでいる。一方でD   Yの流行や、集成材や不燃処理等 の技術向上に伴い木材への関心も増加傾向である。				
テーマのねらい		木のある暮らしを実現している方や、木のある暮らしを推進する企業等に魅力発信やワークショップ等の事業をしていただき、森林と、木材への関心を持つ人をつなげることで、木のある暮らしの実現と自然環境の保全を実現したい。また、地元材である「おおさか河内材」の利用促進を図りたい。				
協働したい	パートナー	木のある暮らしを実現している方や、木のある暮らしを推進する団 体及び企業等				
	両者	木のある暮らしの魅力発信につながる事業の共催				
役割分担 (案)	提案団体	事業の内容検討、事業の実施等				
	市	事業のサポート、PR、会場の確保等				
担当課からメッセージ		「おおさか河内材」や木のある暮らしの良さを多くの人に知って、 体感していただけるような事業を一緒に企画しましょう。				

河内長野市長 様

#### 協働事業提案書

●市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業につ	いて (	詳細は、	協働事	業企画書	(様式)	第 2 号)	をご記入下	さい。)		
事業	の名称									
提案の区分			市設定テ	ーマ部門	〔テ、	ーマ名:				)
(いずぇ	れかにO		市民自由	提案部門						
団体につ	団体について(詳細は、団体概要書(様式第3号)をご記入下さい。)									
団体	の名称									
代表者		•								
役 職	名・名	前								
連絡	先		EL ( mail	)	_		FAX (	)	-	
住	所	₹								
連絡責任	E 者 (	代表者と	同じ場合	は、記入	の必要に	はありま t	<b>せん。)</b>			
役 職	名・名	前								
連絡	先		EL ( mail	)	_		FAX (	)	_	
住	所	₹								
<u>'</u>		•								
添付書類	頁チェッ	クシート	> (該	当すれば左	の口欄	にレをつ	ける)			
□ (1)	協働事	業 提 案 書	- 「様式	第 1 号 : オ	書類)					
	協働事	業企画書	· (様式)	第 2 号)						
□ (3)	団体概	要書 (	美式第3号	큵 )						
	定款、	規約及び	が会則その	り他これら	に類す	るもの				
	役員名	簙 (名前	方、住所、	団体での	) 役職名	、経歴及	び関わる活	動がわ	かるもの)	
							前年度の収			
							「書、前年度 「書、前年度			
	その他	† 長が必	い 要 と 認 🌡	りる菁類	(会報、	新聞の切	]抜、活動の	様子の	与具など)	
受付日	3		年	月	月 (	)	整理番	号		

#### 協働事業企画書

整理番号				団体の名称		
事業の名称						
提案の区分		・市設定テ・市民自由			名:	)
1. 提案内容						
①目的	何を実むしたいの	現 (解決)				
② 対 象	誰(何)行う事	) に対して				
③ 目 標		でに、どの 状態にした ?				
④ 事業の 必要性						
⑤ 概 要	うな過程・ 行いたいの より具体的					
	提案者(でき)	ること)				
⑥役割分担	市 (期待 <sup>-</sup>	すること)				
	その他(協力を	者など)				
⑦効果		ようとして 果、期待さ 及効果				

2. 提案内容	の関連項目	
①行政と協協を必め、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	なぜ行政と協働で 行 う 方 が 良 い の か ?	
② 提 集 数 で 、 る ま れ る 課 題 ま れ る ま れ る る ま り る る り る り る り る り る り る る り る り	協働で行っていく 上で、何が問題な のか(問題になり そうか) ?	
③ P R した いこと	その他、行政と協 働していくに当た って PR したいこ とをご記入くださ い。	

提 案	事業の要件チェックシート (該当すれば左の口欄にレをつける)
	<事業の基本項目>
	(1)事業を提案した市民公益活動(※1)を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの
	(2)市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するより、協働で事業を実施する方
	が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できるもの
	※ 1 : 市民公益活動
	市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動
	<事業の適用除外>
	(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動で
	ないこと。
	(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動でないこ
	と。
	(3) 特定の公職 (公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第3条に規定する公職をいう。)の候
	補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持
	し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

#### 団 体 概 要 書

					整理番号	
団体	の名称					
	1# - A - D - W	会員数		人	専従職員	人
	構成員数	役員数		人	うち有給職員	人
団体	設立年月				年	FI
がの概要	活動の目的					
	主な活動内容					
	実 績	時 期	内 容(事	事業名、協働 5	場 所 、 対 象 、 <sup>-</sup>	予算、参加者数など)
事業実績	行政との協働実績					
	上記以外の事業実績					

# 提案団体の要件チェックシート (該当すれば左の口欄にしをつける) <団体の基本項目> (1)市内で活動する団体である (2)運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である (3)適切な会計処理が行われている団体(予算を持つ場合)である (4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない (5)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。